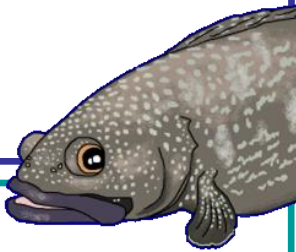


2010年から始まったさっこーみーばい（ナミハタ）の産卵保護区。

6年目を迎える今年は、昨年よりもエリアと期間を拡大して、よりいっそう保護効果を高めます！



今年で6年目になりました

さっこーみーばいの保護区については、この「さかなのおはなし」でも過去に取り上げたことがあります（第4回；2013年6月）、今回はその経緯と今年の計画について紹介したいと思います。



さっこーみーばい（ナミハタ）

さっこーみーばいは、沖縄県内でも八重山地方に多く分布し、水揚げのほとんどは八重山産です。かつては年間30トン近くの水揚げがありましたが、近年は10トン未満にまで減少しています。また、近年の年間平均単価は、kgあたり1,100円程度で、産卵期に水揚げが増えると、価格が暴落することが問題になっていました。

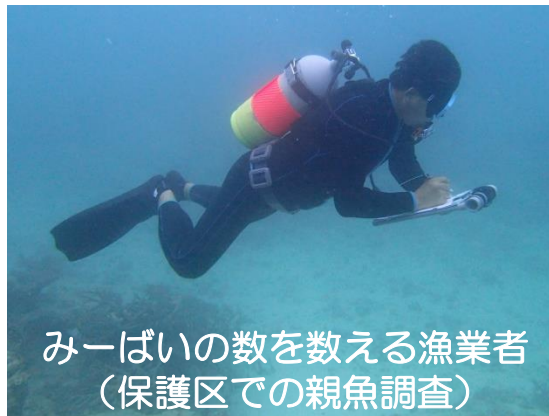
これまでの禁漁期間

保護区が開始された当初は、産卵のピーク前後の計5日間が保護期間でした。それでも産卵群の多くを保護することができ、かなりの効果があったと考えられますが、早くから集まる大型個体の保護や、産卵が遅れた場合に対処できるよう、徐々に期間が延ばされてきました。そして今年は、より効果を高めるため、漁業者と研究者との話し合いで、さらに期間を延長することが決まりました。

- 2010年：5日間
- 2011年：5日間×2回
- 2012年：5日間
- 2013年：7日間×2回
- 2014年：10日間×2回
- 2015年：15日間×2回

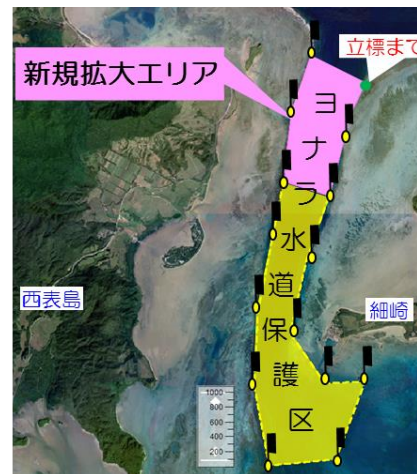
「保護区」の浸透

減ってしまったみーばい資源を回復させるため、研究機関や漁協、漁業者との話し合いにより、最も大きな産卵場を保護区に指定して、産卵にやってきた魚を保護することになりました。保護区設定当初は、「魚が減ったのは環境が悪くなったからで、海人が獲りすぎてることはないんだ！」という意見も多くあり、必ずしも順風満帆な船出ではありませんでした。それでもなんとか地道な努力を続け、2012年からは、漁業者も調査に参加してもらうようになり、現在に至ります。



みーばいの数を数える漁業者（保護区での親魚調査）

今年の禁漁期間と禁漁エリア



2015年の禁漁期間

- 5月1日～5月15日
（旧3月13日～旧3月27日）
- 5月30日～6月13日
（旧4月13日～旧4月27日）

今年の保護区は、期間が延長されただけでなく禁漁エリアもさらに広げることが決まっています。ところで、今年の母の日は5月10日（旧歴3月22日）ですが、ちょうど禁漁期間中です。みーばいのお母さんにも優しくできると良いですね！

